

寄 附 金 等 取 扱 規 程

（目 的）

第1条 この規程は、Westermayert 音楽芸術協会（以下「この協会」という）が受領する寄附金等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 一般寄附金とは、一般社会に常時募金活動を行うことにより受領する寄附金をいう。
- （2） 特別寄附金とは前各号のほか、個人又は団体から受領する寄附金をいう。

（一般寄附金の募集）

第3条 この協会は常時一般寄附金を募ることができる。

2 一般寄附金は、寄附金総額の50%以上を定款第3条の公益目的事業に使用することとして募集しなければならない。

（特別寄附金）

第4条 この協会は個人又は団体より特別寄附金を受領することができる。

2 前項の寄附金について寄附者から資金使途及び寄附金の管理運用方法について条件が付されているときは、その受領につき理事会の承認を求めなければならない。

3 寄附金が下記各号に該当する場合若しくはそのおそれがある場合には、当該寄附金を辞退しなければならない。

（1） 国、地方公共団体、公益法人及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する者以外の個人又は団体がその寄附により、特別の利益を受ける場合

（2） 寄附者とその寄附をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合

（3） 寄附金の受け入れに起因して、この協会が著しく資金負担が生ずる場合

（4） 前3号に掲げる場合のほか、この協会の業務の遂行上支障があると認められるもの及びこの協会が受け入れるには社会通念上不適当と認められる場合

（情報公開）

第5条 この協会が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

（個人情報保護）

第6条 寄附者に関する個人情報については、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

（改 廃）

第7条 この規程の改廃は、委員会の議決を経て行う。

附則

この規程は、令和8年4月1日 Westermayer 音楽芸術協会設立日から施行する。